

## 初任給調整手当の改定について

### 1 改定内容

支給上限額を 252,400 円に引上げる。

[支給上限額]

【現 行】 251,700 円

【改定後】 252,400 円

なお、期間の区分に応じた手当額については、現行の国の初任給調整手当との対応に準じて改定する。

### 2 実施時期

令和 6 年 4 月 1 日